

2025 年 4 月 24 日

肥料の造粒材として「スリーバイン」を使用している事業者各位

「スリーバイン」の取扱いの変更について

一般社団法人有機 JAS 資材評価協議会

1. 変更点

- ① 製造している肥料の造粒材として「スリーバイン」を使用しているものについては使用を速やかにとりやめ、リグニンスルホン酸塩もしくは有機農産物の日本農林規格表 A.1「肥料の造粒材及び固結防止材」に適合したものに変更をすること。
- ② 今後更新等の際に、肥料の造粒材として「スリーバイン」の使用が確認できれば、不適合と判断し、資材リスト登録を抹消します。

2. 理由

「スリーバイン」をリグニンスルホン酸塩と同等と見なすことが困難になったことによる。

3. 変更に至った経緯

3.1 <当時の判断>

2011 年から 2013 年度に実施された農林水産省の第 1 次リスト化事業においては、当時一般的にリグニン液と呼称されてきた「スリーバイン」を、造粒材として使用していた石灰肥料が数多く申請されてきました。

農林水産省の第 1 次リスト化事業の委員会では、この造粒材を検討し、リグニンがリグニンスルホン酸塩に含まれると判断しており、リグニン液と呼称されていた「スリーバイン」は、リグニンスルホン酸塩に含まれると解釈されたものです。

そのように判断したのは、以下の事情です。

当該造粒材は、リグニンスルホン酸塩同様、木材から抽出、分離、生成されるものであることから問題ないと判断されていた。

以上から、農林水産省のリスト化事業で作られた使用可能資材リストに、「スリーバイン」を使用した石灰資材が掲載されることになりました。

有機 JAS 資材評価協議会は、農林水産省のリスト化事業で作られたリストを引き継いでスタートしたことから、この判断も継承し、これまで「スリーバイン」を使用した資材を登録し、リストに掲載してきました。

3.2 <判断を維持しない理由>

有機農産物の日本農林規格表 A.1 は、幾度かの改正がありましたが、肥料の造粒材及び固結防止剤の項において「リグニンスルホン酸塩に限り、使用してよい」となっています。今般、表 A.1 への適合性の観点から「リグニンスルホン酸塩はリグニンを含む」との当時の判断を見直す必要があると判断し、造粒材として使用できる資材は、リグニンスルホン酸塩に限ることといたしました。

以上